

令和6年度
熊野町立熊野第四小学校
生徒指導規程

第1章 総則

[目的]

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

[登下校]

第2条 全学期を通じて登下校の時間を守り、安全に留意する。

- (1) 始業時刻8時15分までに登校する。児童玄関の鍵は7時30分とする。学校へは、**7時30分**から8時15分までの間に到着することを基本とする。
- (2) 決められた通学路を通り、歩いて登下校する。登校後は家に忘れ物を取りに帰らない。

2 違反があった場合は、改善を求める指導を行う。

[欠席・遅刻・早退]

第3条 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。

- (1) 欠席・遅刻の場合、保護者が8時15分までに理由を学校に連絡する。
- (2) 欠席・遅刻理由の連絡方法は、原則、連絡帳に記し、学級担任へ渡す。

2 違反があった場合は、改善を求める指導を行う。

[頭髪]

第4条 頭髪については、学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔な髪型や長さとする。

(1) 特異な髪型はしない。

(パーマ、モヒカン、ツーブロック、そり込み等)

・前髪は目にかからないようにする。
(長い場合、黒・シルバー色のピンで留める。)

・後ろ髪が襟や肩にかかる場合、黒・紺・茶色のゴムで耳より下で束ねる。

(編み込みはしない。)

(2) 健康を保つ観点から、染色・脱色などは禁止する。

2 違反があった場合は、改善を求める指導を行う。

[化粧・装飾・装身具]

第5条 次のことを禁止する

(1) 口紅(色・香付きリップクリームを含む)等の化粧類

(2) マニキュア, シール等のつめや皮膚への装飾

(3) ピアス, 指輪, ネックレス, ブレスレット, サングラス, ミサंगा等の装身具

(4) 眉毛を剃ったり, 抜いたり, 不自然な形にすることを禁止する。

2 違反があった場合は、改善を求める指導を行う。

[服装・身なり等]

第6条 校内外の学習活動および登下

校の際は、制服を着用する。冬の服装は冬服のきまりに従う。

- 2 違反があった場合は、改善を求める指導を行う。

第7条 小学生らしい着こなしを行う。

(1) シャツ等

- ① シャツは白(カッター・ブラウス・ポロシャツ)を着用する。
- ② 裾をズボン・スカートの中に入れる。
- ③ シャツの下には、衛生面を考えて必ず下着を着用する。華美でないもの(ポロシャツ等通して透けて見えないもので、できれば白が望ましい)とする。襟元から下着を出さない。

(2) ズボン

ズボンをずらした着こなしはしない。

(3) スカート等

- ① スカートは、極端に短い丈又は長い丈のものは着用しない。
- ② スカートの下にハーフパンツをはかない。ただし、スパッツはスカート下から見えなければはいてよい。

(4) セーター・カーディガン・ベスト

- ① 黒・紺で制服の下に着用する。
- ② 着用する場合、裾や袖口からはみ出さないようにする。
- ③ カーディガンを着用するときは、必ずボタンをとめる。

(5) 体操服

体育の時は、指定している体操服、赤白帽子を着用すること。ただし、半そでの体操服の下に長袖の下着

を着ない。

(6) 靴下

白・黒・紺の無地のソックスかハイソックス(小さいワンポイントは可)を履く。くるぶしソックス、ニーハイソックスは履かない。

(7) 靴

① 基準靴

白の運動靴とする。登下校や学習で使用することから、運動に適したもので、ハイカットや底の分厚いものでないものとする。かかとをふまない。

② 上履き

校内では、上履きを履く。色は、白とする。かかとをふまない。

(8) 名札

学校指定の名札とする。よく見えるように左胸につける。

(9) 帽子

帽子の着用は自由とする。

- 2 違反があった場合は、改善を求める指導を行う。場合によっては、保護者来校の上で指導を行う。

[不要物および携帯電話]

第8条 ゲーム、携帯電話等、菓子類、

不必要なお金など、学習に必要なものは、学校に持ってこないこととする。

- (1) 「生き生きと明るい熊四子」に則る。

- 2 違反があった場合は、不要物を学校で預かり、特別な指導を行う。場合によっては、保護者に連絡し、預かったものを直接返却する。

[校内での生活]

第9条 校内では、学校のきまりを守って過ごすこととする。

- (1) 「生き生きと明るい熊四子」に則る。
- 2 違反があった場合は、改善を求める指導を行う。

第3章 校外の生活に関すること

[校外での生活]

第10条 校外での生活では、次のことを守る。

社会の決まりやマナーを守り、安全に過ごす。(原則、保護者の責任の下、行動する。)

- (1) 帰宅の時刻を守る。
4月から9月までは、18時、
10月から3月までは、17時までに帰宅する。
- (2) 子どもだけで町外やスーパーマーケット、コンビニエンスストア、カラオケ、ゲームセンター等に行かない。また、用事がないのにお店に立ち入らない。
- (3) 危険な行為・人に迷惑になる行為
(火遊び・エアガン・道路でのスケートボード等・落書き・ベル押し等)をしない。危険な場所(池・川・駐車場・工事現場等)に行かない。
- (4) お金の物の貸し借り、物の交換、おごったり、おごられたりはしない。
- (5) 特別な事情のない限り、友達の家泊まらない。
- (6) 道路を歩くときや自転車に乗るときは、次のことに気をつける。
 - ① 道路を歩くとき
 - ・ ふざけたり、横に広がったりしてしないで、右側を歩く。

- ・ 曲がり角や道路を横断するときは、左右をよく確かめる。

② 自転車に乗るとき

- ・ 1, 2年生は、保護者の監督の下で乗ること。
- ・ 3年生以上は、交通安全教室終了後、ルールを守って乗る。
- ・ 並走や二人乗りはしない。
- ・ ヘルメットを着用する。

(8) 山や川は、子どもだけで行かない。

2 違反があった場合は、改善を求める指導を行う。

第4章 特別な指導に関すること

[問題行動への特別な指導]

第11条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① 喫煙・飲酒
 - ② 暴力・強要行為
 - ③ 建造物・器物破損
(落書き、インターネットや交換日記等への悪質な書き込み、卑劣な行為)
 - ④ 窃盗・万引き
 - ⑤ 性に関するもの
 - ⑥ 薬物等乱用
 - ⑦ 交通違反
 - ⑧ 刃物等所持
 - ⑨ その他法令・法規に違反する行為
- (2) 学校の規則等に違反する行為
 - ① 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
 - ② いじめ
 - ③ カンニング
 - ④ 家出および深夜徘徊
 - ⑤ バイク乗車
 - ⑥ 無断アルバイト
 - ⑦ 暴走族等への加入

- ⑧ 登校後，無断外出，無断早退
(無断で教室外に出ることも含む)
- ⑨ 指導に従わない等の指導無視及び暴言等
- ⑩ その他，学校が教育上指導を必要
とすると判断した行為

2 違反があった場合は，改善を求める指導を行う。

[特別な指導]

第 12 条 特別な指導のうち，反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭 (短時間)
- (2) 学校反省指導 (別室反省指導・授業反省指導，奉仕活動等)
 - ① 別室による反省
 - ② 授業観察による反省指導
 - ③ 奉仕作業による反省指導
 - ④ 教育相談と反省指導を複合した指導
 - ⑤ 保護者来校による授業観察指導
 - ⑥ 学校と保護者による協議
- (3) 家庭反省指導 (週休日，休日を
活用する)

[反省指導の実施]

第 13 条 反省指導は，原則として学校反省とする。ただし，状況によっては家庭反省を週休日，休日に行う場合がある。

- 2 学校反省は登校させて別室で行う反省指導と通常の学校生活 (授業等) で行う授業反省の 2 段階とする。
- (1) 反省指導期間中にある学力調査等は，別室で実施する。
 - (2) 反省指導期間中にある学校行事の参加は，別途協議する。

[学校反省指導の期間]

第 14 条 別室反省の期間は，概ね 3 日から 5 日とし，授業反省の期間は，概ね 5 日から 10 日とする。ただし，問題行動の程度や繰り返し等により，指導期間を変更することがある。

[規程の周知]

第 15 条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会，PTA 総会等で，説明を行う。

<附則>

この規程は，令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は，令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は，令和 4 年 4 月 1 日より施行する。